

令和9年度採用 さいたま市スクールアシスタント（会計年度任用職員）採用選考案内

＜令和8年度経験者（令和4年度から継続の経験者除く）＞

令和8年8月

さいたま市教育委員会

1 業務内容

教科等の学習における支援	・少人数指導 ・ICTを活用した授業における支援 等
学校生活における支援	・教員の指示に基づいた別室での個別指導 ・生徒指導及び教育相談に関する支援 等
特別支援教育における支援	・特別支援学校における生活の介助及び支援 ・特別支援学級における生活の介助及び支援 ・通級指導教室での教育指導及び支援 等

・教科等の学習における支援、学校生活における支援、特別支援教育における支援のいずれにも従事していただく可能性があります。

・このほか、校長が特に必要と認める業務に従事していただきます。

2 応募資格

令和8年10月1日現在、さいたま市立学校でスクールアシスタントとして勤務している者で次の①②のいずれか及び③に該当する者

① 令和5年4月1日以降に採用されている者

② 公募によらない再度の任用が連続4回以内の者

③ 次のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律（以下、「こども性暴力防止法」という。）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではない者

※特定性犯罪事実該当者の場合は、こども性暴力防止法に基づき、スクールアシスタント候補者名簿へ登載しません。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

3 選考方法

採用選考申込書及び勤務実績の評価による選考

※令和8年度経験者（令和8年10月2日以降の配置者を除く）を対象とする面接試験は行いません。

4 申込方法・受付期間

(1) 申込方法

右のURLもしくは二次元コードから、さいたま市ホームページにアクセスし、「電子申請・届け出サービス」から申し込む。

URL：<https://www.city.saitama.lg.jp/006/001/002/p133290.html>

(2) 受付期間 令和8年8月26日（水）～令和8年10月13日（火）



5 選考結果

令和9年2月頃に、所属長（校長）を通して通知します。

6 名簿登載から任用まで

(1) 合格者は、さいたま市スクールアシスタント候補者として名簿登載します。登載の有効期間は、令和9年4月1日から1年間とします。

(2) 名簿登載者の中から任用し、さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校に配置します。任期は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間の範囲内とします。ただし、年度の途中から任用となる場合があります。また、名簿登載されていても任用されない場合があります。

○次の事項に該当する場合は、登載が取り消される場合があります。

- ・健康診断の結果に異常が認められた場合（健康診断書の用紙は合格者に別途送付）
- ・提出した書類に虚偽があった場合
- ・病気その他の理由により、採用日に勤務できない場合

(3) 採用に係る説明会について（動画配信）

令和8年11月24日（火）～12月18日（金） ※詳細については別途通知します。

7 勤務条件等

以下の勤務条件等は、現時点での予定となりますので、変更の可能性があります。

(1) 勤務時間・勤務日数

1日につき5時間 週5日以内（原則として長期休業中を除く授業日）

(2) 休 日

土曜日、日曜日、祝日及び学校閉庁日並びに12月29日から翌年1月3日まで

(3) 休 暇

年次有給休暇と特別休暇

(4) 報酬等

時給 1,305円～1,585円 （※経験年数により異なる）

※この他に、通勤の費用弁償、期末及び勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(5) 保険等

社会保険 加入しません。

雇用保険 加入の有無については、勤務時間等によります。

労災補償 適用されます。

8 問い合わせ

(1) 「電子申請・届出サービス」のシステム操作方法について

専用コールセンター（平日 9:00～17:00 年末年始を除く）

固定電話 0120-464-119 携帯電話 0570-041-001

(2) (1)を除く全般について

さいたま市教育委員会事務局 学校教育部 教職員人事課 人事係

電話 048-829-1653（直通）

9 その他

本募集は、令和9年度の予算成立により、正式な効力が生じます。